

# 「石綿作業主任者 技能講習」開催のご案内

広島県建設労働組合

事業者は、石綿取扱い作業については、石綿作業主任者を選任して、作業に従事する労働者の指揮、保護具の使用状況の監視等の職務を遂行させなければなりません（労働安全衛生法第14条、石綿障害予防規則第19、20条）。

そして、従来、石綿作業主任者は特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任することとされていましたが、作業主任者に要求される知識が他の特定化学物質に係るものと異なることから、労働安全衛生法等の改正により、平成18年4月1日からは、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任することとなりました（平成18年3月までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者は石綿作業主任者となる資格を有しています）。

石綿作業主任者技能講習を修了するには、都道府県労働局長の登録を受けた者（登録教習機関）が行う技能講習を受講しなければなりません。

つきましては、下記日程にて広島県労働基準協会主催の組合員専用講習会を開催いたしますので、是非この機会にご活用下さい。

## 記

- 【日 時】 1日目：2024年11月16日（土） 8:50～16:10（予定）  
2日目：2024年11月17日（日） 8:50～14:00～試験～15:05（予定）
- 【会 場】 林業ビル 8F（広島県労働基準協会：広島市中区上八丁堀 8-23）
- 【受講資格】 18歳以上かつ広島県建設労働組合の組合員である事
- 【受講料】 受講代13,200円+テキスト代1,980円=15,180円（税込）  
**※テキスト代が改定される可能性があります。**
- 【定 員】 50人 **※仮申込書FAX到着先着順**（定員になり次第締め切ります）
- 【申込方法】 受講仮申込書（地連窓口にて配布またはHPからダウンロード可）に必要事項を記入後、**082-294-0248へFAXにて仮申込みして下さい**（FAX到着確認後、必ず2日以内（土・日・祝日を除く）に電話連絡いたしますので、FAX送信後2日経過しても連絡が無い場合は、お手数ですが下記問い合わせ先までご連絡下さい）。仮申込書確認後、改めて本申込書を郵送にて送付致します。
- 【申込開始日】 8月21日(水)午前9時 **（それ以前のFAX到着分は無効となります。）**
- 【申込締切日】 10月17日(木)午後5時までに仮申込書到着分
- 【その他】 ①駐車場、駐輪場はありません。公共交通機関でお越しいただくか、車でお越しの場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。  
②受講料は、受講後に請求書を交付し、支払っていただきます。（詳細は受講の際に説明があります）  
③**受講者が20名に満たない場合は中止となります。**その際は申込締切後、電話連絡いたします。
- 【問い合わせ先】 広島県建設労働組合（担当：塚本・鈴木）  
〒733-0013 広島市西区横川新町 8-12  
TEL 082-232-6238 FAX082-294-0248